

# 元石川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定

(令和3年3月23日改訂)

(令和5年3月24日改訂)

## 《いじめ防止に向けた学校の考え方》

### ① いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② 元石川小学校のいじめ防止等に向けての基本理念

横浜市いじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、どの集団どの学校どの子にも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害案件である。それゆえ、特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきものである。

私たち元石川小学校の教職員は、まず、いじめが起こらない学校風土づくり、学校での適切な人間関係の確立を日々の授業や学校生活の中で行っていく。また、いじめを見逃さないための教職員の研修やチェック体制の強化を行い、早期発見早期対応ができる学校を作っていく。さらに、保護者地域との信頼関係、関係機関との連携を強化し、児童一人ひとりが安心して豊かに生活できる学校、地域の体制を構築していくように努める。

## 《いじめ防止対策委員会の設置及び取り組み》

### 未然防止

- ・児童理解およびいじめ防止の職員研修
- ・いじめの起きにくい、いじめを許さない  
学級・学校風土づくり

### 早期発見(いじめの芽をつむ手だて)

- ・校内で相談できる人間関係の構築
- ・いじめアンケートの実施(年2回)
- ・高学年面談の実施
- ・低中高ブロック別学年研究会

### いじめ防止対策委員会

構成・・・管理職、教務主任、児童支援専任、児童指導部、養護教諭  
(必要に応じスクールカウンセラー等の専門家の参加)  
開催・・・毎月1回の定例会、場合によって臨時委員会を開催  
(会議録は5年保存とする)

## 事案対処

- ・チーム対応の方針・役割分担
- ・聞き取り、事実確認
- ・情報共有
- ・保護者対応、他組織との連携などの体制の確認、実施

## 取り組みの検証

- ・「いじめ認知」後の経過についての情報共有
- ・「いじめ解消」の判断
- ・「いじめ防止基本方針」の見直し

## 《いじめ防止及び早期発見・早期対応のための具体的な取り組み》

### ① いじめ未然防止への取り組み

- 教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育、体験活動や言語活動の充実を図る。  
(人権教育年間計画、道徳教育年間計画、児童指導年間計画、元石川小学校スタンダード等に基づく教育活動)
- 校内重点研究を通して、わかる授業づくりを推進する。(学習会、授業研究会)
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を生かした集団づくり・学級づくりの充実を図る。  
(YP アセスメント・支援検討会の実施:6月・11月、学級開き研修・児童理解研修:4月)
- 児童運営委員会を中心とした子どもたちの主体的な取り組みを支援する。
  - ・「横浜こども会議」に向けた取り組みを年間を通して行う。
  - ・児童運営委員会の「あいさつ運動」の推進(年間を通して)
  - ・児童及びその保護者に対する教育相談を行う体制を整える。
  - ・縦割り活動の充実を図る。
- インターネットによる情報モラル教育の推進をする。

### ② いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
  - ・低中高ブロックチームでの情報共有と早期対応  
[毎週事案に応じて以下の4段階できめ細かい対応を実施]
    - (1) 火曜日の児童指導報告[職員打ち合わせ時]
    - (2) 金曜日の教務会
    - (3) 臨時いじめ防止対策委員会
    - (4) 月1回のいじめ防止対策委員会定例会
  - ・児童支援専任による教室巡回など、児童の様子についての情報収集
- 全市一斉アンケートの実施
  - ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」記名式:5月、「いじめ解決一斉キャンペーン」無記名式:12月
  - ・アンケート結果をもとに児童との教育面談の実施

### ③ いじめに対する措置

#### ○組織的な対応の徹底

・いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。

#### ○被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

・被害児童に対しては事情や心情を聴取し、その状態に合わせた継続的なケアを行い、加害児童に対しては、その人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、再発防止に向けての適切な指導・支援を継続的に行う。また、これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### ○警察署等関係機関、専門機関との連携

・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは直ちに警察に通報して、被害児童を守る。

### ④ 学校運営協議会の活用

○いじめに関する課題を保護者、地域の方と共有し地域ぐるみで解決する場としていく。

・校内アンケートの結果を報告し、ご意見をいただく。

・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設定し、ご意見をいただくとともに改善点についても、協議していく。

### ⑤ いじめ防止に向けての取り組みおよび教職員研修 年間計画

取組内容		
月	児童・学校(☆職員研修)	保護者・地域
4月	○年間計画と重点指導内容(元石川スタンダード)等の確認、引継 ☆校内職員研修 (いじめの定義・学級開き・児童理解・児童指導) ○児童引継ぎ ○学年集会等での「元石川スタンダード」確認	○入学式、懇談会等で学校・学年運営方針・「元石川スタンダード」等について説明・周知 ○地域訪問
5月	○「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) ☆校内職員研修(児童理解・特別支援教育) ○横浜子ども会議に向けた校内の取組の計画	○個人面談 ○学校説明会で「元石川小学校 いじめ防止基本方針」を保護者に説明・周知
6月	○YP アセスメント実施① (YP アセスメントをもとにしたブロック学年研) ☆校内職員研修(児童理解・各学年の実態と支援・情報共有)	○授業参観 ○学家地連
7月	○ネットマナー教室の開催 ☆校内職員研修(児童理解・いじめ防止) ○横浜子ども会議[山内中学校ブロック]	○ネットマナー教室の開催
8月	☆校内職員研修(危機管理演習・人権研修) ○横浜子ども会議[青葉区]	
9月	○横浜子ども会議をうけた校内の取組の継続	○個人面談
10月		

11月	○OYP アセスメント実施② (YP アセスメントをもとにしたブロック学年研) ○人権週間の取組(福祉体験など) ☆校内職員研修(児童理解・各学年の実態と支援・ 情報共有)	○オープンスクール ○地区懇談会(小中ブロック児童参加)
12月	○人権週間の取組・人権集会 ○「いじめ防止一斉キャンペーン」実施 (無記名式アンケート・教育相談・高学年面談)	○地域防災はぐくみフェスティバル ○個人面談(希望者)
1月	○横浜子ども会議をうけた校内の取組の強化	○授業参観
2月	○年度の振り返り、新年度への引継ぎ ○「元石川小学校 いじめ防止基本方針」「元石川スタンダード」の見直し・修正	○新入生説明会(「元石川小学校 いじめ防止基本方針」の説明)
3月	☆校内職員研修(児童理解・学級編成・引継ぎ) ○新年度への引継(幼稚園・保育園・中学校・関係機関等)	○学級懇談会
通年	○横浜プログラムの実施 ○いじめ防止対策委員会(月1回・随時) ○カウンセラーによる相談 ○OSSW・他機関との連携	○はぐくみの会・おやじの会等による登下校・行事等の見守り

☆自治会、民生委員、主任児童委員、学援隊等との連携を図り、地域での情報も取り上げていく。

☆研修は必要に応じ、外部講師の派遣を要請する。

## 《重大事態への対処》

### ① 重大事態の定義

・重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

### ② 重大事態の報告:重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

### ③ 重大事態の調査

・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。  
・調査結果は教育委員会に報告する。

※「調査」とは、「事実関係を明確にする」ことで、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様だったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

### ④ 児童・保護者への報告

・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

## 《いじめの解消》

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

○いじめの解消に至るまでの支援として次のような取り組みを行う。

- ①加害児童への指導
- ②指導の内容について家庭への連絡
- ③学校全体での情報共有および児童の見守り
- ④クラス全体への継続した指導や声かけ

・横浜プログラムの中のソーシャルトレーニングの実施をし、仲間づくりや他者理解についての指導を行う。

○被害児童への聞き取り、保護者への確認を行ったうえで、いじめ防止対策委員会で「いじめ解消」の判断を行う。

## 《いじめ防止対策の点検・見直し》

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、「元石川小学校 いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、措置を講じる。